

県内の景観行政団体移行状況について

都市・まちづくり課 景観係

1. 県内市町村景観行政団体への移行状況（資料4-2）

R4.1.1現在、25市町村が移行済み

・R5度以降の移行に向け検討中の市町村（8市町村）

大町市、小谷村、中野市、長和町、大鹿村、富士見町、南木曾町、木曾村

2. 飯綱町の景観行政団体への移行

(1)スケジュール

R4.2月 景観行政団体移行 / R4.4月 景観計画発効

※県の景観計画の変更なし

(2)景観計画(案)の概要

・景観特性を踏まえて3つの地域（エリア）に分け、エリアごとに届出基準や景観形成基準を設定。

①地域区分

県基準による地域区分
・一般地域



飯綱町独自による地域(エリア)区分

- ①まちなかエリア
- ②田園・里山エリア
- ③高原・保養エリア

②届出基準 (主なもの)

届出の行為	長野県	飯綱町	
	一般地域	まちなかエリア 田園・里山エリア	高原エリア
建築物新築 ・増改築	高さ13m又は 建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ10m又は 建築面積1,000㎡を超えるもの	
土地の形質 変更	面積3,000㎡を超えるものまたは 法面・擁壁の高さ3mを超えかつ 長さ30mを超えるもの	面積3,000㎡を超えるものまたは 法面・擁壁の高さ3mを超えかつ 長さ30mを超えるもの	
太陽光発電 施設	モジュール築造面積 1,000㎡を超えるもの	モジュール築造面積 50㎡を超えるもの	モジュール築造面積 10㎡を超えるもの

③その他(特徴的なもの)

・県条例における「眺望点」と同様の仕組み「景観重要眺望点」と、
路線からの景観を育成するための「景観重要眺望路線」を設定

県内の景観行政団体移行状況について

3. 白馬村の景観行政団体への移行

(1)スケジュール

R4.11月 景観行政団体移行 / R5.1月 景観計画発効

※県の景観計画の変更あり

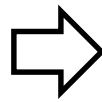
(2)景観計画（素案）の概要

- ・村内のゾーニングを図り、それぞれに合わせ地域区分を設定。
地域区分ごとに建築物の高さ制限等の景観形成基準をきめ細かく設定し対応。
- ・「色彩エリア」を設定し、それぞれに外壁色や屋根色等に色彩の基準を設定することで景観の保全・育成へ誘導。

①地域区分

県基準による地域区分

- ・沿道地域（重点）
- ・田園地域（重点）
- ・一般地域



白馬村独自による地域区分(仮)

- ・山岳地域 ・山林集落地域 ・田園地域
- ・中心市街地地域 ・観光地域 ・スキー場
- ・河川景観 ・国道沿道軸（重点）
- ・眺望道路軸A（重点） ・眺望道路軸B（重点）

届出の行為	長野県		白馬村	
	一般地域	重点地域	一般地域	重点地域
建築物新築 ・増改築	高さ13m又は 建築面積1,000㎡を 超えるもの	高さ13m又は 床面積20㎡を 超えるもの	床面積10㎡を超える もの	建築確認申請が 必要なもの
土地の形質 変更	面積3,000㎡を 超えるもの又は 法面・擁壁の高さ3m を超えかつ長さ 30mを超えるもの	面積300㎡を 超えるもの又は 法面・擁壁の高さ 1.5mを超えるもの	面積1,000㎡を 超えるもの又は 法面・擁壁の高さ2mを 超えかつ幅が20mを 超えるもの	面積300㎡を 超えるもの又は 法面・擁壁の高さ 1.5mを超えるもの
太陽光発電 施設	モジュール築造面積 1,000㎡を超えるもの	モジュール築造面積 20㎡を超えるもの	発電容量10kw(約50㎡)以上のもの	

(3)長野県景観計画(景観育成重点地域)の変更

○国道147号・148号沿道景観育成重点地域

- ・地 域: 白馬村、大町市、松川村
- ・変更箇所: 白馬村の区域の削除

⇒ **景観法及び長野県景観条例に基づく変更手続きが必要**

- ・景観審議会への意見聴取（景観条例第5条第1項および第2項）
- ・都市計画審議会への意見聴取（景観法第9条第2項および第8項）